

御船町農業委員会会議録

平成 31 年 4 月 10 日

御 船 町 農 業 委 員 会

平成 31 年 4 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 31 年 4 月 10 日（水）午後 4 時 00 分から 5 時 00 分
2. 場 所 御船町第 2 分庁舎 大会議室

3. 主席委員（14 名）

会 長	1 番	富田	早苗		
会長職務代理者	2 番	荒木	義一		
委 員	3 番	野田	孝光	委 員	9 番 藤本 隆盛
委 員	4 番	西橋	孝志	委 員	10 番 田端 幸治
委 員	5 番	荒木	崇	委 員	11 番 芥川 誠
委 員	6 番	大西	敬一	委 員	12 番 藤岡 雅子
委 員	7 番	池田	賢治	委 員	13 番 山本富士夫
委 員	8 番	福島	則義	委 員	14 番 竹崎 幸雄
欠席者	8 番	福島	則義	10 番	田端 幸治

最適化推進委員 9 名 参加

4. 議事日程

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名委員の指名 14 番 2 番
- 4 議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 5 議案第 18 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 6 議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 7 議案第 20 号 農業基盤強化促進法第 18 条について
- 8 議案第 21 号 平成 30 年度農業委員会事業実績報告及び平成 31 年事業計画案について
- 9 報告第 5 号 「耕作証明書」発行について
- 10 その他

5. 農業委員会事務局職委員

課 長 井上 辰弥
係 長 緒方 弘和
主 事 吉澤 輝

1 開会

開 会 (事務局) 皆さん、こんにちは。定刻よりも早いですが始めさせていただきます。まず審議に入る前に開会の宣言を致します。欠席の連絡が入っております。8番福島委員 10番田端委員から欠席の連絡を受けております。欠席者2名という事で、御船町農業委員会第6条に基づき委員さん12名の御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。又、農地利用最適化推進委員の9名の出席をいただいております。只今より平成31年4月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会議規則第4条に基づき富田会長お願いいたします。

2 会長挨拶

はい。皆さん、こんにちは。今回御船町役場の人事異動で、2名入れ替わっております。藤野事務局長と白石主事が異動となり、井上課長と吉澤主事が赴任してまいりました。簡単に挨拶をしていただきます。お願いいたします。

皆さんこんにちは。4月1日付けで農業振興課課長となりました井上と申します。異動前は農業振興課農林企画係の係長を行っておりました。よろしくお願いいたします。

4月1日付けで建設課土木係より参りました吉澤と申します。まだまだわからない点は多々あるかも知れませんが、よろしくお願いいたします。農業委員全委員よろしくお願いいたします。カラープリントが、机上配布されております。これは先日県の講習会に参加した時の資料を抜粋して配っていただいております。中間管理機構の内容変更等が記載されております。農業委員会の取組むべき活動、補助金の算出方法などが記載してあります。時間が有るときに目を通しておいて下さい。

議 長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。14 番 竹崎委員 2 番 荒木委員を指名いたします。宜しく願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第 17 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

3 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について

事務局 はい、1 ページをご覧ください。
議案第 17 号 農地法第 3 条 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成 31 年 4 月 10 日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗。
次のページをご覧ください。

議案 農地法第 3 条申請 1 件案件がございます。

申請番号 1 については、2 筆ございます。

① 土地の所在地

大字〇〇 字〇〇〇 △番 地目田 面積△m²。

大字〇〇 字〇〇〇 △番 地目田 面積△m²。

譲渡者住所・氏名 大字〇〇 △番地 〇〇 〇。

譲受人住所・氏名 大字〇〇 △番地 〇〇 〇〇。

申請は、田：2 筆 計△m²の申請です。

理由：3 条許可所有権移転（町）です。

議 長 はい、ありがとうございます。1 件 2 筆です。それでは、申請番号①番、ここは、6 番 大西委員が担当でございますので説明をお願いいたします。

6 番 先日、事務局と現地確認に参りました。現地の水田は管理されておりました。譲渡人が高齢のため管理が難しくなってきたため、借手へ売買したいという意向を伝えたところ双方の意見がまとまり今回の申請に至りました。次に資料 2 ページをご覧ください。今後の耕作の意志、所有機械、稼動力・稼働時間、耕作の下限面積など農地法第 3 条第 2 項 1 号から 7 号に該当するのは、全て満たしております。よって許可相当と判断致します。皆様のご審議の程をお願いいたします。

議 長 ご質問等があればお願いいたします。

全委員 ございません。

議 長 無いようですので、①番の案件につきまして、賛成の方の

挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可と致します。続きまして、議案第18号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案書3ページをご覧ください。

議案第18号 農地法第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成31年4月10日提出 御船町農業委員会長

富田 早苗。次のページをご覧ください。

今月の4条申請は1件1筆一部であります。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇字〇〇〇△番△ 地目：畑
面積△㎡のうち△㎡。

申請者の住所・氏名 大字〇〇△-△ 〇〇 〇〇。

転用目的：宅地拡張（車庫）

理由：4条県許可です。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。ここの担当は、9番委員藤本委員をお願いいたします。

9番

はい、現地確認へ参りました。場所から説明いたします。

6ページをご覧ください。申請地は役場より約△km離れた〇の〇というところにあります。〇〇〇の〇〇があります。〇〇の駐車場を挟んだ南側であります。9ページをご覧ください。写真がございます。今回4条申請で、宅地の拡張という事で駐車場兼カーポート設置計画で申請が上がっております。砂利が敷き詰めてありましたので、詳しく話を聞きましたところ3年前の熊本地震で納屋が全壊し、納屋で保管していた道具を出さなければならなかったため、ここに一時的に保管していた。その後、車の転回スペースとして利用しておりました。

8ページに戻っていただけますか。今回始末書が添付してあります。3ページに戻ってください。農地の区分と致しましては、第2種農地となります。面積は、△㎡のうち△㎡であります。転用目的と致しましては、庭木等の配置から駐車スペースが十分確保できず、申請地の畑を一部車庫として利用する計画で農地法第4条申請に至りました。一般基準としては、検討項目1から10までの項目につきましては、適当と判断されま

す。以上のことから総合判断として、許可相当と判断いたします。皆様の審議のほどをお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。これは宅地の一部分が畑だったんですか。

9 番 畑を分筆して、駐車場に転用したいということです。砂利敷きになっているため始末書をつけての申請であります。(震災による納屋の荷物置場として利用していた。)

議長 はい、ありがとうございました。宅地ではなく、畑の一部分を転用ということですね。

他に質問はございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。

では続きまして、議案第 19 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします

事務局 はい、5 ページをご覧ください。

議案第 19 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成 31 年 4 月 10 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。次のページをご覧ください。今回は 2 件 2 筆申請がございます。

① 土地の所在地

大字〇 字〇〇 △ 地目 畑 面積△㎡。

譲渡者住所・氏名 〇〇〇県〇〇市〇〇区〇〇△丁目△番
△-△。 〇〇 〇〇〇。

譲受人住所・氏名 大字〇〇〇 △ 〇〇〇〇〇〇△
〇〇 〇〇〇。

転用目的：個人住宅建築

理由：5 条所有権移転（県許可）

② 土地の所在

大字〇〇 字〇〇 △番△ 地目 田 面積△㎡。

譲渡者住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇。

譲受人住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇〇。

転用目的：個人住宅

理由：5 条使用貸借権設定（県許可）であります。

以上2件2筆です。

議長 はい、ありがとうございます。2件2筆です。まず、申請番号①番です。①番の担当1番委員 富田より許可要件等の説明を致します。

議案第19号受付番号② ○○ ○○○

1番 説明資料の13ページをご覧ください。この地図で解る様に周囲は住宅地になっております。16ページをご覧ください。写真がございしますが、隣も住宅があります。向かって右側は、農地(畑)が有ります。右奥にも宅地はございます。始末書にあります様に、地主さんは熊本にはいらっしやなくて、管理を兄に依頼しておられたようであります。実際、作業が大変であるため、知り合いの土木工事会社から廃土を入れさせて欲しいと頼まれたため、農地の無断転用について、始末書が添付してあります。何ら問題は無いと判断いたしますのでよろしくお願ひいたします。

議長 質問がある方はお願ひいたします。

ございませんか。無いようですので、この案件を承認される方の挙手をお願ひいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で、承認されました。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、申請番号②番、担当の4番西橋委員説明をお願ひいたします。

議案第19号 申請番号②番 ○○ ○○○

4番 はい、現地確認へ参りました。場所から説明します、説明資料の18ページをご覧ください。役場より△kmほど離れた所ですが、○○○の簡易郵便局から△mほど進んだ右手であります。写真が21ページに掲載してあります。東側は農地、北側は道路、南側、西側は宅地に接した住宅地の一角にある農地であります。17ページに戻っていただき、農地区分としては、第1種農地であります。地目は田であります。埋めあげて資材置場などになっておりました。よって、始末書が提出されております。申請人につきましては、現在アパート住まいで、子供の誕生により部屋が手狭になり、個人住宅建築計画に至った。実家の目の前の父親が所有する土地を借受ける形での申請であります。申請地は、1種農地であるが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置される農地であ

り、例外的に転用除外が出来ると判断されます。排水同意書もいただいております。

一般基準です。1 から 10 までの項目に該当する項目については適当と判断致します。隣接農地の同意も得られております。よって総合判断と致しまして、許可相当と判断致します。皆さんの審議よろしく願います。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。意見・質問等がありましたら願います。

無いようでございますので、②番の案件につきまして承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認いたしました。意見書を付けて県へ送付いたします。

続きまして、議案第 20 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、7 ページをご覧ください。

議案第 4 号

農業基盤強化促進法第 18 条第 1 項の基づき別紙について、意見の決定を求める。

平成 31 年 4 月 10 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
議案書 8 ページから 11 ページにかけて利用権設定がなされております。まずは、今月提出された新規分の利用権設定等状況一覧表が掲載されております。面積の合計のみ読み上げます。田合計が 9,414 m²、畑に関しては合計 7,321 m²、合計は 16,735 m²です。9 ページは、再設定の申請であります。合計のみ読み上げさせていただきます。田の合計 46,335 m²、畑の申請はございませんので、合計が 46,335 m²となっております。続きまして、議案書 10 ページをご覧ください。こちらは、所有権移転についてです。農業公社を通しての売買であります。今月は 1 件申請が出ております。面積の合計のみ読み上げさせていただきます。田の合計が 1,027 m²で畑の申請はございませんので、合計も 1,027 m²となります。続きまして、11 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集計計画 を定める。

平成 31 年 4 月 10 日提出 上益城郡御船町。

次のページをご覧ください。

平成 31 年第 1 回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は 221,140 m²、畑の累計は 70,189 m²。田畑合計で 291,329 m²となっております。以上です。下の欄に所有権移転がございます。田 5,036 m²で合計も 5,036 m²であります。

議 長 はい、ありがとうございました。利用権設定一覧・利用集積計画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等ございましたらお願いいたします。

議 長 ご意見はございませんか。
それでは、利用権設定並びに利用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

全委員賛成で、承認、決定いたします。

続きまして、議案第 21 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案第 21 号

平成 30 年度農業委員会事業実績報告及び平成 31 年度事業計画(案)について承認を求める。平成 31 年 4 月 10 日 提出
御船町農業委員会。

14 ページ 15 ページの間に配布書類が多いのですが、平成 30 年度実績という書類を配布していると思います。この書類は、14 ページの次にくる書類となります。申し訳ありませんが、本日配布させていただいております。説明もこの順番で説明いたします。

では 14 ページから説明いたします。平成 30 年度事業経過報告です。主なものを掻い摘んで説明いたします。

2 農地の利用集積の推進として①農用地利用集積事業の推進が 139 件ございました。(利用権設定の件数であります。)

③ 農地中間管理事業の推進 5 件になります。④中間管理機構の特例事業の推進 2 件になります。続きまして、農業者年金対策の推進 ①新制度農業者年金へ加入促進新規 1 名加入がっております。6 の③農業新聞の普及購読部数 85 部(平成 31 年 3 月 31 日時点)農業委員さんや事務局も入れ替わったりして新規購読部数 12 部となっております。なかなか農業新聞を購読したいという方はいらっしゃいません。続きまして、7 農業委員会総会等の開催として、毎月実施しております。(12 回実施いたしております。) 9 農業委員・職員の資質向上というこ

とで、①研修会の参加。昨年は熊本県農地利用最適化推進大会（8月29日・熊本市民会館）参加しております。続きまして、

11 農地利用状況意向調査 ①利用状況調査の実施 8月から実施いたしました。③非農地通知33筆17,569㎡の非農地認定を致しました。追加いたしました配布書類をご覧ください。先ほど説明いたしました平成30年度事業実績で、各月ごとの実績であります。毎月審議いただいた案件の件数であります。（3条4条5条）続きまして、15・16ページを説明いたします。

平成31年度御船町農業委員会事業基本計画案・平成31年度御船町農業委員会事業計画案を同時に説明致します。Ⅲ事業実施計画1農地の有効利用推進 2農地の利用集積の推進 農地利用最適化となる計画であります。（農地パトロールの実施・意向調査）活動として実施いたします。続きまして5農業者年金対策の推進として、①農業者年金未加入者及び女性農業者の加入推進、昨年度は1件加入がございました。平成31年度も1件でとどまらず伸ばして行きたいと思っております。6情報活動の推進「全国農業新聞」普及拡大及び「広報みふね」の活用できる限り普及に努めて行きたいと思っております。続きまして16ページをご覧ください。これは月ごとに実施される行事であります。まずは一般行事関係としては、毎月の総会を実施いたします。総会に関しましては、10日を総会実施日としております。祝日・土日の場合は、その翌日としております。お手元に平成31年度分として配布しておりますので確認をお願いいたします。続きまして、農地法関係です。通年で3・4・5条を行います。農地パトロールを7月11月2月と予定を入れておりますが、各委員さんがたが自主的に行っていただくことが、望ましいと思っております。各自お願いいたします。農地利用状況調査・農地意向調査、これは農業委員会が必ず実施する調査であります。8月頃に実施いたします。

研修関連です。5月に全国農業委員会会長・事務局長研修が予定されております。日程等も決まっております。9月に町農業委員会単独研修を予定しております。日程につきましては、皆さんと話し合い、検討し実施したいと思っておりますので協力をお願いいたします。2年に1度九州内の1泊研修を行っております。本年がこの年となっておりますので検討し行います。11月2月に研修が予定されております。毎年度実施されております。

日程等は決まっておりませんので、通知があり次第連絡を致します。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。只今事務局より報告・計画案の話がございました。この案件につきまして、ご意見や質問等がございましたらお願いいたします。

意見がないようですので、承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。全委員賛成で、承認いたします。続きまして、報告第 5 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案書 17 ページをご覧ください。

報告第 5 号

別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

平成 31 年 4 月 10 日提出 御船町農業委員会。18 ページから 20 ページ 3 件の耕作証明書を発行しております。ご確認をお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。報告ですので各自確認をお願いいたします。議案はこれで終了いたしました。他には何かございませんか。

無いようでございますので、これをもちまして 4 月度の総会を終了いたします。

上記の顛末を記載し相違なきことを
証明するためにここに署名する。

14 番

㊟

2 番

㊟